○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表 (無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。) (平成 16 年総務省告示第 859 号) 新旧対照表 (<u>傍線</u>部分は改正部分)

	$\mathcal{W} = \mathcal{A} + \mathcal{A}$	10		

改正後

## 別表第十五号 送信の方式コード

放送の種別 設置場所		項目	備考	コード		
(略)		(略)	(略)	(略)		
高精細度テレビ ジョン放送を含	人工衛星	標準テレビジョ	標準テレビジョ	TH2		
むテレビジョン 放送		ン放送等のうち	ン放送等のうち			
//X.\C		デジタル放送に	デジタル放送に			
		関する送信の標	関する送信の標			
		準方式第5章第2	準方式第85条の			
		節又は第6章第3	規定に基づく告			
		節に規定される	示の方式による			
		方式により放送	場合は、その旨			
		を行うもの	を備考の欄に記			
			すこと。			
	地上	標準テレビジョ		TH3		
		ン放送等のうち				
		デジタル放送に				
		関する送信の標				
		準方式第3章に				
		規定される方式				
		により放送を行				
		うもの				
	人工衛星	標準テレビジョ		TH4		
		ン放送等のうち				

## 別表第十五号 送信の方式コード

放送の種別	設置場所	項目	備考	コード
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)		(同左)
	(同左)	(同左)		(同左)

改正前

		デジタル放送に 関する送信の標 準方式第6章第2 節に規定される 方式により放送							
	人工衛星	を行うもの 標準テレビジョ ン放送等のうち デジタル放送に		ТН5		(同左)	(同左)		(同左)
		関する送信の標 準方式第6章第4 節に規定される 方式により放送							
	人工衛星	を行うもの 標準テレビジョ ン放送等のうち		ТН6		(同左)	(同左)		(同左)
		デジタル放送に 関する送信の標 準方式第5章第3							
		節又は第6章第5 節に規定される 方式により放送 を行うもの							
超高精細度テレビジョン放送	人工衛星	<ul><li>標準テレビジョ</li><li>ン放送等のうち</li><li>デジタル放送に</li></ul>	<ul><li>標準テレビジョ</li><li>ン放送等のうち</li><li>デジタル放送に</li></ul>	<u>TS1</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

関する送信の標	関する送信の標			
進方式第5章第3	準方式第85条の			
節又は第6章第4	規定に基づく告			
節に規定される	示の方式による			
方式により放送	場合は、その旨			
<u>を行うもの</u>	を備考の欄に記			
	すこと。			
,			1	1